

環地総発第 1811301 号
平成 30 年 11 月 30 日

各都道府県知事殿

環境省地球環境局長

気候変動適応法の施行について

平素より気候変動適応の推進に関し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「法」という。）が平成 30 年 6 月 13 日に公布された。その後、平成 30 年 7 月 20 日に公布された気候変動適応法の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 214 号）により、平成 30 年 12 月 1 日から法が施行されることとなった（別紙 1）。

また、法第 7 条の規定に基づき、政府は気候変動適応計画（以下「政府計画」という。）を定めることとされている。法附則第 2 条の規定により、政府計画は法の施行前に定めることができることとされているところ、これに基づき、政府計画が平成 30 年 11 月 27 日に閣議決定された（別紙 2）。

政府計画第一章第 4 節の基本戦略①には、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことが掲げられている。貴職におかれては、部局横断的に気候変動適応の観点が組み込まれるよう格段の配慮をいただきながら、法の趣旨の周知徹底と円滑かつ効果的な施行について、下記の事項に十分ご留意の上、一層のご協力をお願いすると共に、貴管下すべての市町村（特別区を含む。）にも周知をお願いしたい。

なお、法律の各条文の詳細な説明について、及び法第 12 条に規定する地域気候変動適応計画の策定に関する事項の方法については、それぞれ別紙 3（逐条解説）及び別紙 4（地域気候変動適応計画策定マニュアル）を併せて参照されたい。

記

第 1 法制定の背景と目的

<背景>

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。

これまで我が国においては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の下で、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を進めてきたが、気候変動影響による被害を防止・軽減する適応策は法的に位置付けられていなかった。

気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な

発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、地方公共団体や地域の事業者等を含む多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要となっている。

法は、こうした状況を踏まえ、気候変動への適応を初めて法的に位置付け、これを推進するための措置を講じるものである。

<目的>

気候変動影響は、地域の気候や地理などの自然的な状況、主とする産業や農林水産業における主要な作物、住民の分布等の社会的な状況の違いにより、全国各地で異なるものであり、気候変動適応を推進するに当たっては地域の実情に応じてきめ細かに対応することが特に重要である。

したがって、法は、国はもちろんのこと、地方公共団体が気候変動適応に関する計画の策定や気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

第2 法によって地方公共団体による対応が求められる事項

1 法における地方公共団体の役割

法第4条において、地方公共団体は、その区域における適応の推進に努めること、そしてその区域において活動する事業者等の適応を情報面から促進するように努めることを責務としている。

先述のとおり、地域の実情に応じてきめ細かに適応策を推進することが重要であるため、国が実施する気候変動適応に関する施策と相まって、地方公共団体やその区域の事業者等が各地域において実施する適応の取組が、我が国全体として適応を推進する上で極めて重要となる。

地方公共団体は、近隣の他の地方公共団体や多様な分野における調査研究等機関との連携の下、法に基づく地域気候変動適応計画の策定や地域気候変動適応センターの確保、気候変動適応広域協議会への参画等を通じて、自ら又は事業者支援等により、その区域における適応を推進させる重要な役割を担う。

なお、地方公共団体の基本的役割については、政府計画においても明記されているので参照されたい。

2 地域気候変動適応計画の策定及び推進

<趣旨>

気候変動影響及びそれに適応するための取組は、地域コミュニティ、事業者の事業活動、

住民の生活に及ぶものであることから、各地方公共団体が、それぞれの区域の自然的経済的社会的状況に応じて、その区域の住民、経済活動を守るために気候変動適応に関する施策を計画的に推進することが必要である。したがって、法第 12 条において、都道府県及び市町村がその区域の気候変動適応の推進に当たって、自ら計画（地域気候変動適応計画）を策定するよう努めることとされている。

なお、地方分権の観点から、各地方公共団体の政策は各地域における課題の優先順位と照らして政策判断がなされるものであり、計画の策定は義務とはなっていないが、一方で、気候変動適応の推進は、現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に当たって極めて重要な課題であり、各地方公共団体においては、政府計画を勘案しながら、積極的に計画を策定することが期待される。

<策定・推進に当たっての留意点>

計画の策定及び推進に当たっては、以下 5 点に留意いただきたい。その他詳細については、別紙 4（地域気候変動適応計画策定マニュアル）を参照されたい。

- ① 策定及び推進に当たっての負担軽減及び実効性確保の観点から、計画は必ずしも独立の計画である必要はなく、地方公共団体の総合計画や環境基本計画、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画といった関係する既存の計画に適応を位置付けることで計画を策定することができる。
- ② 策定及び推進に当たっての負担軽減及び実効性確保の観点から、計画は必ずしも全都道府県及び市町村がそれぞれ 1 つずつ策定する必要はなく、例えば近隣の都道府県や市町村といった他の地方公共団体と共同して策定することができる。特に気候変動影響が広域にわたるような事項に関してはこの手法も十分想定されるところ、具体的な調整については後述の法第 14 条の気候変動適応広域協議会の場を活用されたい。
- ③ 都道府県及び市町村は、計画の策定及び推進に関して、法第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、国立環境研究所から技術的助言（気候変動影響予測や気候変動適応に関する科学的知見の基本的考え方や留意点、データの解説等）その他の技術的援助（地方公共団体職員を集めた研修会への講師派遣等）を受けることができる。
- ④ 策定する計画が、法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画であることを明らかにする必要がある。その方法は、例えば法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画であることを計画自体に明記することや、ホームページ等で周知することなどが考えられるが、それぞれの地方公共団体の内部規定等に応じて、然るべく対応いただきたい。なお、既に気候変動適応に係る計画を策定しており、当該計画を法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として位置づける場合も、同様に然るべく対応いただきたい。
- ⑤ 計画の策定後は、計画に基づき適切に適応が推進されているか定期的に把握及び評価することが有効である。他方、適応の進捗状況の把握及び評価の手法は、国際的にもまだ確立されていない段階であり、このため、法第 9 条に基づいて政府は政府

計画に基づく施策の進捗の把握方法の開発に努めることとされている。また、これと同時に、政府は、政府計画に記載された個別施策等の実施状況の把握等を毎年度行うこととしている。

計画の進捗把握及び評価に当たっては、当面の間は、政府計画の進捗把握の動向を勘案し、計画に記載された個別施策等の実施状況の把握等を行うとともに、政府における適応の進捗状況の把握及び評価の手法の開発状況を参考に、その区域の適応の進捗及び評価が行われることが期待される。

3 地域気候変動適応センターの確保

<趣旨>

法第 13 条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（地域気候変動適応センター。以下単に「センター」という。）としての機能を担う体制を確保するよう努めることとされている。センターは、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報基盤を強化するとともに区域内の事業者や住民等への情報提供を通して地域の取組を推進していく上で重要である。その際、既に気候変動に関する科学的知見が蓄積されている各地の研究機関を活用できれば、我が国が有する知見の蓄積を無駄なく効率的に適応の推進に役立てることができる。地域における気候変動に関する知見を埋没させない観点からも、都道府県及び市町村は、積極的にセンターを確保することが期待される。

<活動内容>

センターの活動内容は、地方公共団体のニーズやセンターの能力に応じて、以下を想定している。

1. 地方公共団体の要望に応じて地域気候変動適応計画の策定に必要な地域の気候変動影響及び気候変動適応に関する科学的知見の整理
2. 地域における適応の優良事例の収集
3. 地域における気候変動影響の予測及び評価
4. 地域適応計画の策定や適応の推進のための技術的助言
5. 地域における気候変動影響に関する様々な情報についてウェブサイト等を通じた発信
6. 地域の事業者や地域住民の適応に関連する相談への対応
7. 活動により収集した情報及び整理、分析した結果等の国立環境研究所との共有

センターは、活動に当たって、国立環境研究所の技術的援助を受けることができる。また、センターは、法第 13 条第 2 項に基づき、活動によって得られた情報を国立環境研究所と共有することとなっている。共有された情報を国立環境研究所が広く発信することにより、特定地域の優良事例を他の地域の適応推進に活用することができる。

<確保に当たっての留意点>

センターの確保に当たっては、以下3点に留意いただきたい。

- ① センターとしての機能を担える能力を有する機関としては、都道府県や市町村に属する研究機関である地方環境研究所や大学等の既存の研究機関等が想定される。地域によっては、こうした機関が区域内に存在しない場合も考えられるが、法第13条においては、複数の都道府県及び市町村によって共同してセンターを確保することができることとなっている。したがって、例えば近隣の都道府県及び市町村同士や、都道府県とその区域内の市町村同士で同一のセンターを共同して確保することが可能である。ただし、既存の研究機関の有無に関わらず、法施行をきっかけに、将来的なセンター確保に向け、その区域における気候変動に関する科学的基盤の強化について新たな検討が開始されることも期待されるものであることに留意されたい。
- ② 適応は防災や農業、生物多様性といった様々な分野にまたがるものである。このため、地域によっては、防災や農業、生物多様性といった幅広い分野をカバーできる研究機関はない一方で、それぞれ特定の分野であればセンターの機能を有することができる研究機関が存在する場合も考えられる。このような場合、法第13条では、1つの都道府県又は市町村が複数のセンターを確保することを拒む規定とはなっていないため、1つの都道府県又は市町村がそれぞれの分野についてそれぞれのセンターを確保すること等が可能である。このような体制になった場合は、複数あるそれらセンターのとりまとめ業務を都道府県又は市町村自身が行うケースや、とりまとめ業務を担うセンターも確保するケースなどが考えられるが、具体的な運営体制については地域の実情に応じて柔軟に各都道府県及び市町村において判断・整理されたい。
- ③ 確保したセンターが、法第13条に基づくセンターであることを明らかにする必要がある。その方法は、例えば以下が考えられるが、それぞれの地方公共団体の内部規定等に応じて然るべく対応いただきたい。

(位置付け方法の例)

- A) 地方環境研究所等の地方公共団体に属する機関を位置付ける場合
 - ・地域気候変動適応計画に当該機関がセンターを担うことを明記
 - ・組織条例・規則等に当該機関がセンターを担うことを規定
- B) 地方の大学等の外部の機関を位置付ける場合
 - ・地域気候変動適応計画に当該機関がセンターを担うことを明記
 - ・協定や条例・規則等に当該機関がセンターを担うことを規定
 - ・当該機関との委託契約によりセンターを担うこと及びその業務内容等を規定
- C) 地方環境研究所等の地方公共団体に属する機関を共同で位置付ける場合
 - ・それぞれの地域気候変動適応計画に当該機関がセンターを担うことを明記
 - ・当該機関を有する地方公共団体においては、組織条例・規則等に、当該機関がセンターを担う都道府県又は市町村名その他必要な事項（費用配分等）を規定
 - ・当該機関を有さない地方公共団体においては、組織条例・規則等に、当該機関

- が自身のセンターを担うことその他必要な事項（費用配分等）を規定
- D) 地方の大学等の外部の機関を共同で位置付ける場合
- ・それぞれの地域気候変動適応計画に当該機関がセンターを担うことを明記
 - ・当該機関及び複数地方公共団体間における協定や、それぞれの条例・規則等に当該機関がセンターを担うことを規定
 - ・複数地方公共団体の連携事業として、当該機関との委託契約により、センターを担うこと及びその業務内容その他必要な事項（費用配分等）を規定

4 気候変動適応広域協議会への参画

<趣旨>

気候変動適応に関する施策の具体的な検討に当たっては、広域での防災対策、農業振興策、生物多様性の保全施策など、必ずしも単一の都道府県や市町村内で収まらず、一定程度の広域で連絡調整を密にとりながら連携して気候変動適応に取り組む必要がある場合も多い。また、共通の課題やニーズを有する近隣の地方公共団体が互いの取組等に関する情報を交換することは、それぞれの気候変動適応を進める上でも有益である。法第 14 条において、各地域のニーズに沿った気候変動影響に関する情報の収集・整理を行うとともに、具体的な気候変動適応のための方策の検討を進めるため、関係する国の地方行政機関、都道府県、市町村、センター、大学、研究機関、事業者、民間団体など地域の関係者との連携体制を構築するために、気候変動適応広域協議会を設置できるとされており、環境省地方環境事務所がその庶務を務めることとされている。

なお、すでに平成 29 年度より 3 カ年の計画で、環境省・農林水産省・国土交通省の連携事業として、全国 6 ブロックでの「地域適応コンソーシアム事業」を実施しており、事業推進のための「地域協議会」が組織されているところである。環境省としては、この地域協議会を発展させる形で法第 14 条に基づく広域協議会を組織していくことが効果的かつ効率的と考えており、詳細については環境省地方環境事務所より連絡させていただく。

<参画に当たっての留意点>

- ① 法に規定されている事項以外については、それぞれの協議会の設置要綱等において定めることとする。
- ② 法では協議会の主催者は明確にはなっていないが、基本的には、法第 14 条第 4 項に基づく協議会の庶務に関する業務の一環で、地方環境事務所が企画運営を担う。

5 その他

<関連施策との連携について>

気候変動適応は、防災に関する施策、農林水産業に関する施策、生物多様性に関する施策等の多様な分野における施策と密接に関係することから、適応の推進に当たっては、それらの関連する施策との連携に努めなければならない旨が法第 15 条において規定されている。政府計画においては、7 つの基本戦略の第 1 として、あらゆる施策に適応の観点を

組み込むとともに、第7として、政府一丸となって適応に取り組むため、環境大臣を議長とし関係府省庁を構成員とする「気候変動適応推進会議」を新たに設置したところである。

地方公共団体においても、計画の策定やセンターの確保、協議会への参画といった適応に関する業務を進めるに当たっては、多様な分野の関係部局と連携しながら取り組んでいただくことが重要である。政府の推進会議のような部局横断的な庁内組織の設置が、分野横断的な連携の確保に当たって有効であると考えられる。

また、本施行通知についても、各地方公共団体の特定部局にとどめることなく、関係部局を含め、各組織内で可能な限り幅広く共有いただくようお願いしたい。

<国の援助について>

法第19条において、国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進を図るため、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとされている。具体的には、国立環境研究所による技術的援助実施体制の確保や、別紙3及び4のようなマニュアル類の提供等を想定しているが、その他国に対する要望があれば、随時弊省までご連絡願いたい。

<資料の提供等の協力について>

法第20条において、環境大臣は、地方公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができるとされている。具体的な協力内容の一つとして、地方公共団体における法の施行状況について、資料の提供等の協力をお願いしたいと考えている。本件については、適切な時期に、別途文書にて依頼させていただきたい。

【別紙について】

別紙1～4についてはこちらを御覧いただきたい。

URL : <http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>

(別紙1) 気候変動適応法（平成30年法律第50号）

(別紙2) 気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定）

(別紙3) 気候変動適応法逐条解説（平成30年11月作成）

(別紙4) 地域気候変動適応計画策定マニュアル（平成30年11月作成）